

建設業の事業主のみなさまへ

「事務所労災」の加入が必要です。

資材置き場や倉庫で従業員がケガをしてしまった・・・

工具の手入れ中に指を切った

事務員を雇っている

事業所敷地内の雪かきで転んでケガをした



建築現場以外でのケガは「**事務所労災**」の加入がないと適用されません。

建設業に適用される労災保険は、2種類。

ひとつ… 工事現場の労災保険（現場労災）

ふたつ… 工事現場以外の事務所や作業場、土場や資材置き場の
労災保険（事務所労災）



事務所労災が必要な例

- ・ 特定の工事現場に関係がない資材置き場や倉庫等の片づけ・整理を行う
- ・ 建設工事を伴わない木材や鉄の加工、庭木の剪定の作業
- ・ 営業や経理等の事務作業 など



建設業ではない業務を行う場合は「**事務所労災**」に**加入**しましょう